

第61回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（要旨）

日時：令和5年4月27日（木）幹部連絡会後

場所：401 会議室

【協議事項】

防災監：これより新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催する。

本日は5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現在の2類相当から5類に移行されることに伴う市の対応について、協議、決定していく。

まずは、防災交通課より、市の対応における事務局案の報告を。

防災交通課長：それでは、5月8日以降の市の対応について、事務局案を説明させていただく。

前回、3月10日の会議において決定した、5月7日までの対応についての内容が資料左側にまとめてあり、5月8日以降の方針案を資料右側にまとめている。5月8日以降の対応に変更があるものについては下線で表記しており、全体を通して、コロナ前に戻すというのが基本的な方針となる。

まずは、公共施設について、「閉館時間」は既に通常どおり、「利用制限」についても、既に利用者側のマスク着用を含め制限なしとなっている。また、「運用面」について、参加者名簿や検温についても既に求めていない。変更点として、施設入り口での体温測定器、消毒用アルコール、二酸化炭素検知器については、5月8日以降撤去とする。

次に、全庁的対応について変更点のみ説明する。

一点目、職員のマスク着用については、「個人の判断に委ねるが、市民応対時には、庁内外問わず着用」としていたものを「個人の判断」とする。

二点目、窓口パーテーションについては、「撤去」とする。

三点目、福祉課のコロナサポートチームについても「廃止」とする。

四点目、事務カウンターの清掃消毒については、基本的にコロナ対応としての清掃消毒は「廃止」とする。

最後に、業務とは関係ないが、職員の歓送迎会等の開催については「実施可」から「制限なし」とする。

説明は以上。変更点については、会議終了後に、掲示板にて職員に周知する。

防災監：今説明のあったように、5類移行後は全てコロナ流行前の取扱いに戻す方針で考えている。何か意見や質問はあるか。

総務課長：本庁舎の1回出入口に設置している消毒は、自由提案型広告事業の一環として導入しており、契約期間が11月30日までとなっている。全部で5台設置しているが、総務課としては、契約満了までは設置を継続したいと考えている。

防災監：コロナ対策としては全庁的に撤去方針となっているが、契約等により期限がある物については、検討が必要である。

経済環境部長：パーテーションは撤去ということだが、企業から寄付を受けている物もある。残しておく必要はないが、撤去後の取扱いについて、寄付いただいた企業への説明が必要となる場面も想定されるため、情報共有してもらいたい。

防災監：コロナ対策品には、企業から寄付されたものが多く含まれるため、総務課でとりまとめ、

その後の取扱いについても、各部に共有するように。

総務課長：事務スペースのものは、一部福祉施設に寄付となっている。寄付品の再利用などは決まり次第、情報共有する。

副市長：観光案内所にもわん丸君を型どったポンプ式の手指消毒が寄付されている。それについては、ほかの使用用途がいくつか考えられる。経済環境部で検討するように。

市長：様々な意見がありいいと思うが、元の日常、社会生活に戻すということが大前提なので、リース契約や事業等にあまり捉われず、考えていくのも一つの方法かと思う。コロナ対策としての観点を持って検討すべき。企業へ感謝しているのはもちろんだが、8日付けで5類に移行することを主旨として協議を行ってほしい。

総務課長：今回の事案は、リース契約ではなく広告会社に設置させることで、市が設置料と消毒液をもらう形となっている。

副市長：どのような契約になっているのか。契約書や規約等の内容を確認し、相談という形で業者と一度協議してみてもどうか。

総務課長：広告主と市が直接契約しているわけではなく、間に広告会社が入っており、5台のうち1台に広告が入っている状況。

市長：違う形で広告することはだめなのか。広告事業としての代替案を考えてみてはどうか。

全てなくして日常に戻す方向として、広告事業に捉われて残すのはどうなのか。

副市長：市長の言うように、広告主は広告ができれば問題ないと思うので、その趣旨を踏まえた上で、代替案の検討と業者との協議を進めて欲しい。

健康福祉部長：設置料としてはどういう名目で貰っているのか。

総務課長：行政財産の目的外使用なので、契約期間の変更手続きが必要となる。

副市長：そういった状況を一度契約書等で確認し、協議すれば変更が可能なのか、そもそも契約上変更が不可能なのかを整理するように。

市長：広告や契約のためだけに設置するというのは、市民の方にも不信感を抱かせる可能性があるため、行政として少し引っかかるところがある。

総務課長：一度、協議、検討の上、状況を整理する。

防災監：その他に何かあるか。

健康福祉部長：使用しなくなるコロナの対策グッズは基本的に廃棄でよいか。

防災監：全庁的に撤去とし、コロナ対策としては区切りをつけるため、今後の利用は考えていない。第9波に備えておくということではなく、基本的には廃棄という考え方でよい。

市長：廃棄する在庫は各課で把握しているのか。

副市長：大量の在庫があるというわけではなく、使いかけているものなどを指している。ただ、コロナ対策用に限らず、別の用途で使用できるものもあるため、各課判断で。

消防次長：コロナ対策用に準備した消毒液等も廃棄ということによいか。救急などの消防目的で使う場合は取っておいてよいか。

市長：使用用途がある場合は各課判断で問題ない。

防災監：その他には。

教育部長：パーテーションについて、大量に寄付いただいている企業には、撤去する8日までに、こちらからお礼した方がよいのではないかと。

市長：どういう用途で再利用するのかなども含めて、連絡するように。

防災監：では、パーティーションを寄付いただいた企業に対しては、経済環境部と市民部で協議し、連絡をいれるようにする。

市長：寄付いただいた企業はどれくらいあるのか。パーティーション以外にも、マスクや消毒液など、多く寄付いただいているのではないか。このタイミングで感謝を伝えたらどうか。

副市長：マスクや消毒液などの消耗品も考慮すると、非常に多くなり、そういった品に関しては、寄付いただくタイミングで礼状などをお渡ししている。そのため、継続的に使用しているパーティーションを寄付いただいた企業に対して、改めて感謝を伝えるのみでいいのではないか。

防災監：では、基本的に今の方針でいくこととする。その他は。

経済環境部長：報道では専門家から第9波が必ず来ると言われているが、市からはそういう情報は流さないということによいか。

防災監：市からは、メッセージを4月28日に市ホームページとあんしんメール、ラインで配信する予定としている。この中には、第9波に関する内容を含めていない。ただ、第9波が来た際にも、既に5類に位置付けられているため、通常の感染症対策として取り扱うものとする。補足だが、全庁的に市のホームページに掲載しているコロナ関係の内容についてだが、削除が必要なものや、終了期限の追記が必要なものを精査し、漏れのないように対応すること。

総務課長：職員が感染した際の特別休暇について。8日以降は5類扱いとなるため、特別休暇として取り扱いしないこととする。また、全庁的にも周知を行う。

防災監：確認だが、感染して8日をまたぐ形になった場合は、9日から取り扱いを変えるという認識によいか。

総務課長：その認識で問題ない。個々での判断に迷うところがあれば、その都度人事担当に確認してほしい。

経営部長：子ども子育て監に一点確認。保育の現場で、コロナに限らず感染症対策として、アルコールは活用しているか。

子育て監：消毒は通常しているが、アルコールの種類によっては、使えないものもある。

経営部長：要は、余ったものを活用できないかという確認だったが、種類によって使用できないものがあるのであれば難しいか。

子育て監：使用できるもの、できないものの判断が必要になるため、そういう活用法は難しい。

健康福祉部長：コロナの検査キットはどうすればよいか。

副市長：期限が残っている物は残して、期限を迎えたら廃棄。

議会事務局長：生活様式がだいぶ変わってきているが、例えば、観光案内所等には多くの観光客が訪れる。コロナ対策という目的ではなく、消毒液などは感染症対策として置いておいてもいいのではないか。

副市長：このタイミングで日常に戻さないと、きっかけを失う。どこかで線引きをする必要がある。

市長：来客者用ということではなく、職員用として使用するのであれば、各課判断で問題ない。

都市整備部長：感染症法上の5類に変わっていくことに伴い、濃厚接触の期間や自粛期間など、これまでとどのように変わっていくのか。

健康福祉部長：普通のインフルエンザと同様の扱いで問題ない。

市長：インフルエンザは自粛期間が決まっているのか。

健康福祉部長：そもそも、濃厚接触という概念はなくなるという認識だが、インフルエンザや8日以降の新型コロナに感染した場合の自粛期間は現段階で把握できていない。情報が確認でき次第改めて全庁的に周知する。

防災監：では、意見が他にないようであれば、このまま進める。最後に市長から何かあるか。

市長：最初にも言ったが、日常に戻すというのが大原則。そういった中で、一般的な感染症対策としては、各自で判断して行うように。

防災監：では、協議をこれで終了とし、事務局案のとおり5月8日以降はコロナ以前の取扱いに戻すこととする。また、今後のコロナ業務担当部署について県に確認したところ、8日以降は災害対応ではなく、通常の感染症対応となるため、所管は保健部局へ移管し、県の対策チームも解散するとのこと。については、今回の第61回目の本部会議をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部は最後となる。

では、これで会議を終了する。